

倉情・個審第110号

平成20年3月28日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西浦 公

平成20年1月17日付け納第2184号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年11月8日付け納第1718号で行った開示請求却下の決定」に対する異議申立てについての事案

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年10月26日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「市税（固定資産税、自動車税、市民税等全てのもの）の滞納状況（市の収納状況）の判明する資料で書面にて保管されているもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成18年度倉敷市一般会計決算書及び附属書類、市税概要（平成19年度版）」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、当該行政文書はすでに公開しており、公開条例第2条第2号ア「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの」に該当するとして開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年11月8日付け納第1718号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年12月13日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成20年1月17日付け納第2184号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取り消して開示を求める。
- 2 異議申立ての理由  
滞納者数及び滞納税額の税種別が明確にならなければ、当初の開示請求の目的が達成できない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

開示請求却下通知書及び却下理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

開示請求内容は「市税（固定資産税，自動車税，市民税等全てのもの）の滞納状況（市の収納状況）の判明する資料で書面にて保管されているもの」となっており，対象となる行政文書として「平成18年度倉敷市一般会計決算書及び附属書類」及び「市税概要（平成19年度版）」の2つの文書を特定した。それぞれ16～19ページと17ページにおいて市税の滞納状況（税種別ごとの滞納額）を把握することができるもので，異議申立書にある滞納者数は滞納状況の項目として取り上げていない。

これらの文書は開示窓口である情報公開室において閲覧が可能であり，さらに市税概要の内容については倉敷市のホームページでも閲覧することができる。

したがって，本件行政文書は公開条例第2条第2号ア「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの」に該当するため却下処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の認定事実

本件行政文書は，開示請求窓口である情報公開室において閲覧に供されており，市税概要の内容については倉敷市のホームページにおいても閲覧することができる。

#### 第6 審査会の判断

「第5 審査会の認定事実」のとおり，本件行政文書は公開条例第2条第2号ア「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの」に該当する。

したがって，公開条例第2条第2号アを適用し却下処分とした実施機関の判断は相当である。

なお，本件文書には異議申立書にある滞納者数は記載されていないが，行政文書が行政遂行上の必要性に基づいて作成されるものであり，情報公開制度は既存の文書の開示を進めるものであるため，そのことはやむをえない。

#### 第7 結論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

### 1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月5日	諮問書及び却下理由説明書の收受
平成20年2月1日	第1回目審議
平成20年3月13日	第2回目審議
平成20年3月28日	答申

### 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
高 橋 祐 介	岡山大学大学院法務研究科准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授